

○議長（茅沼隆文）

次に、日程第 9、議案第 16 号 開成町防災会議条例の一部を改正する条例を制定することについて、及び日程第 10、議案第 17 号 開成町地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例を制定することについては、改正動機等に関連があると認められますので、会議規則第 36 条に基づき、一括議題といたします。提案理由を町長に求めます。二つの議案の提案理由をお述べください。

町長。

○議長（茅沼隆文）

始めに、議案第 16 号、提案理由、小田原市への消防事務の委託に伴い、開成町防災会議の委員の構成を変更したいので、開成町防災会議条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

続いて、議案第 17 号 小田原市への消防事務の委託に伴い、開成町地震災害警戒本部の本部員の構成を変更したいので、開成町地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

議案第 16 号と議案第 17 号については、議長が申しましたとおり、開成町を含む 1 市 5 町が平成 25 年 3 月 30 日をもって、足柄消防組合を解散し、平成 25 年 3 月 31 日から各市町の消防事務を小田原市に委託するに当たり、消防庁や足柄消防組合の職員等を構成している条例の一部を改正する必要があるため、提案するものです。

では、説明の前に議案を朗読させていただきます。

議案第 16 号 開成町防災会議条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町防災会議条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 25 年 3 月 5 日提出、開成町長、府川裕一。

1 枚おめくりください。開成町条例第 号、開成町防災会議条例の一部を改正する条例。

開成町防災会議条例（昭和 38 年開成町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表の右の改正前の下線、第 3 条第 6 号、消防長及びを表の右、改正後の 6 号から下線のように消防長及びを削除、7 号に、小田原市の消防長が小田原市の消防職員のうちから指名する者を加える。表の右、7 から 9 号をそれぞれずらし、8 から 1

0号に改正します。

市町村防災会議の組織については、都道府県防災会議の組織の例に準じて、市町村の条例で定めることとされております。これにより、開成町防災会議の委任に、消防長を充てる旨の規定を削除して、開成町防災会議の委員に小田原市の消防職員を追加するものでございます。

附則は、この条例は、平成25年3月31日から施行する。

議案の17号です。開成町地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成25年3月5日提出、開成町長、府川裕一。

お開きください。開成町条例第 号、開成町地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例。

開成町地震災害警戒本部条例（昭和54年開成町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表の右の下線、開成町を構成団体とする足柄消防組合の消防長又は当該組合の消防吏員その他の職員のうちから町長が任命する者、を小田原市の消防長が小田原市の消防職員のうちから指名する者に改正します。

市町村地震災害警戒本部の組織については、市町村の条例で定めることとされております。

開成町地震災害警戒本部の本部員に、開成町を構成団体とする足柄消防組合の消防長または当該組合の消防吏員その他の職員のうちから、町長が任命する者を充てる旨の規定を削除。開成町地震災害警戒本部の本部員に小田原市の消防職員を追加するものです。

附則、この条例は、平成25年3月31日から施行する。

以上で説明は終わりです。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

7番、小林哲雄です。議案16号、17号、あわせてお伺いします。余り大した問題じゃないですが、改正前、16号の議案では、消防長、17号の議案では、開成町を構成団体とする足柄消防組合の消防長、この違いについて、ご説明してください。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

防災会議条例の改正前の部分で、消防長及びとうたっているところですが、広域になりまして、消防長を規定すると、なかなか会議等招集されたときに、消防長と片やうたっていて、片や、構成団体云々ということでございますが、ちょっと後ほどまとめて。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（小野真二）

ただいまのご質問でございますけれども、防災会議条例につきましては、昭和38年に制定されたというものでございまして、地震災害警戒本部条例は54年ということでございます。約16年ほど差があるわけでございますけれども、この間に、足柄消防組合と南足柄消防が合併したというような経緯等があった関係での言葉の整理不十分が原因であろうと思います。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

16号の議案で消防長となっているので、前段に消防長の何か説明があったのかなと思って、そうすると、そこが消えていないといけないので、ちょっと気になったので、お伺いしました。

もう一点、今、部長答弁に逆らうわけじゃないんですが、私が議員になったのが平成11年、合併したのはその後なので、昭和の時代には、まだ足柄上消防だったので、今の部長の答弁はちょっと、申しわけないが、取り下げていただきたいというふうに思います。

それでまた、地震災害条例のほうは直っているんだけど、防災会議は直っていないということは、そのときにこれも見落としたのかなという感じがしますので、その辺はそれでよろしいのですか。それ以上は聞かないですけれど。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（小野真二）

どうも申しわけありませんでした。本来、直すべきところから直されなかったということが形として残ったのだと思っています。申しわけございません。

○議長（茅沼隆文）

お諮りします。質疑を打ち切り、討論を省略して、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ご異議なしと認め、採決いたしますが、採決は議案ごとに行います。

議案第16号 開成町防災会議条例の一部を改正する条例を制定することにつ

いて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

起立全員によって、可決いたしました。

続いて議案第１７号 開成町地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

起立全員によって、可決いたしました。